社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案について（概要）

厚生労働省老健局高齢者支援課

１．改正の趣旨

○　社会福祉法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 51 号。以下「改正法」という。）の一部の施行（令和９年 12 月１日）（予定）に伴い、老人福祉法施行令（昭和 38 年政令第 247 号。以下「老福法施行令」という。）において、登録有料老人ホーム事業の対象となる入居者の状態像に係る規定の追加等を行うなど、関係政令について所要の改正を行うものである。

２．改正の概要

（１）老福法施行令の一部改正

○　登録有料老人ホーム事業の対象となる入居者の状態像に係る規定の追加

改正法による改正後の老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下「老福法」という。）の規定により、有料老人ホームであって、登録有料老人ホーム事業（介護等の供与が必要な状態が政令で定める要介護状態区分に該当する状態その他これに準ずるものとして政令で定める状態にある者を入居させ、介護等の供与をする事業をいう。）を行うものを設置しようとする者は、あらかじめ、その有料老人ホームごとに、当該有料老人ホームを設置しようとする地の都道府県知事の登録を受けなければならないこととされたところ、当該要介護状態区分等を定める。（老福法施行令第 14 条）

○　その他、所要の改正を行う。

（２）その他

○　改正法による経過措置

改正法において、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設に係る施行日において現に老福法第 29 条の 18 第５項に規定する登録有料老人ホームに相当する有料老人ホームを設置している者であって、一定の要件に該当するものは、当該施行日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日までの間（その者が当該期間内に老福法第 29 条の 16 第１項の登録の申請をした場合には、当該申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間）は、老福法第 29 条の 16 第１項の登録を受けないでも、当該有料老人ホームにおいて、同項に規定する登録有料老人ホーム事業を行うことができるものとしたところ、その期間を定める。（本政令案第３条）

３．根拠条項

○　老福法第 29 条の６第２項、第 29 条の 15 第２項、第 29 条の 16 第１項、第 29 条の 19

第１項第３号、第４号、第７号、第 11 号及び第 15 号、第 29 条の 23 第２項並びに第 29 条の 35 第１項第７号及び第 11 号

○　改正法附則第 24 条第１項及び第 25 条

４．施行期日等

○　公 布 日：令和８年 12 月中旬（予定）

○　施行期日：令和９年 12 月１日（予定）